那珂市高齢者保健福祉計画推進委員会設置要項

平成11年12月10日 告示第58号

(設置)

第1条 那珂市高齢者保健福祉計画(健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定に基づく健康増進計画、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づく老人福祉計画及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく介護保険事業計画をいう。(以下「保健福祉計画」という。))を策定し、推進するために、那珂市高齢者保健福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議、検討を行うものとする。
 - (1) 保健福祉計画の策定
 - (2) 保健福祉計画の実施状況
 - (3) 保健福祉計画の年次別計画
 - (4) 保健福祉計画推進上の課題
 - (5) その他保健福祉計画を推進するために必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱 又は任命する。
 - (1) 副市長
 - (2) 民生委員
 - (3) 福祉関係団体の代表
 - (4) 那珂医師会の代表
 - (5) 那珂市歯科医師会の代表
 - (6) 介護保険被保険者の代表
 - (7) 学識経験者

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を一人置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、 その職務を代理する。

(任期)

- 第5条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、その職により任命又は 委嘱された委員の任期は、その職にある期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部介護長寿課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要項は、公布の日から施行する。

那珂市高齢者保健福祉計画推進委員会委員名簿

任期:平成26年4月1日~平成29年3月31日

7764 to		年4月1日~平成29年3月31日
職名	氏 名	備 考
委員長	西田恵子	学識経験者 (常磐大学教授)
副委員長	松崎達人	副市長
委員	向 田 博 明	民生委員・児童委員
IJ	住 谷 惇	II .
IJ	疋 田 泰 子	II .
IJ	大和田 優	II .
IJ	桐原浩彰	福祉関係団体の代表
"	宇留野 正 子	II .
"	桐原利夫	II .
II.	鯉 渕 ふみ江	II .
IJ	磯 﨑 達 也	II .
IJ	萩野谷 雅 司	II .
IJ	鈴 木 浩 一	那珂医師会の代表
IJ	小 林 克 男	那珂市歯科医師会の代表
IJ	寺 門 近	介護保険被保険者の代表
IJ	髙畑水廣	II .

那珂市高齢者保健福祉計画ワーキング委員会設置要項

平成20年5月20日 訓令第17号

(設置)

第1条 那珂市の高齢者保健福祉計画を見直すため、調査・研究を行う那珂市高齢 者保健福祉計画ワーキング委員会(以下「ワーキング委員会」という。)を設置 する。

(構成員)

- 第2条 ワーキング委員会の構成員は、別表に定めるものの中から、市長が委嘱し、 又は任命する。
- 2 前項に定めるもののほか、市長は必要に応じ、専門的知識を有する者を委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

- 第3条 ワーキング委員会に委員長及び副委員長を置き、構成員の互選によりこれを選出する。
- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

- 第4条 構成員の任期は、3年とする。ただし、その所属において任命された委員 の任期は、その所属にある期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第5条 ワーキング委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 ワーキング委員会は、必要に応じて関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 ワーキング委員会の調査、研究の経過及び結果は、必要に応じて那珂市高 齢者保健福祉計画推進委員会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 ワーキング委員会の庶務は、保健福祉部介護長寿課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、ワーキング委員会に関し必要な事項は、市

長が別に定める。

附則

この要項は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

課名等	グループ名	担当
政策企画課	政策企画グループ	他計画との整合
防災課	防災グループ	防災計画、交通安全施策
社会福祉課	生活福祉グループ	地域福祉計画との整合
介護長寿課	高齢者支援グループ	高齢者の生活支援、介護 予防計画
	介護保険グループ	介護保険計画
健康推進課	健康増進グループ	健康増進計画
土木課	維持管理グループ	道路の維持管理施策
建築課	住宅・営繕グループ	住宅施策
生涯学習課	社会教育グループ	高齢者の生きがいづくり
社会福祉協議会		高齢者の生きがい及び健 康づくり

那珂市高齢者保健福祉計画ワーキング委員会委員名簿

職名	氏 名	所 属
委員長	南波三千代	生涯学習課 社会教育グループ (公民館グループ)
副委員長	椎名聖子	社会福祉課 生活福祉グループ
委員	金野千佳	政策企画課 政策企画グループ
IJ	船橋健一郎	防災課 防災グループ
IJ	池崎みち子	介護長寿課 高齢者支援グループ
IJ	生田目 奈若子	介護長寿課 介護保険グループ
IJ	和田圭子	健康推進課 健康増進グループ
IJ	植田徹也	土木課 維持管理グループ
"	赤津久夫	建築課 住宅・営繕グループ
"	中 村 幸 子	市社会福祉協議会

策定までの経過

年月日	内容
平成26年 7月 8日	第1回 ワーキング委員会 ・委員長及び副委員長の選出 ・高齢者保健福祉計画の概要について ・市民ニーズ調査の結果について ・今後のスケジュールについて
平成26年 7月18日	第1回 推進委員会 ・委員長及び副委員長の選出 ・高齢者保健福祉計画の概要について ・市民ニーズ調査の結果について ・今後のスケジュールについて
平成26年 8月 6日	第2回 ワーキング委員会 ・現計画の点検・評価について
平成26年11月14日	第3回 ワーキング委員会 ・高齢者保健福祉計画(案)の検討について
平成26年12月12日	第2回 推進委員会 ・高齢者保健福祉計画(案)について ・今後のスケジュールについて
平成26年12月19日	第4回 ワーキング委員会 ・高齢者保健福祉計画(案)の審議・検討について
平成27年 1月 9日	第3回 推進委員会 ・高齢者保健福祉計画(案)の審議・承認について ・パブリックコメントの実施について
平成27年 1月19日 ~ 2月10日	パブリックコメント実施
	第4回 推進委員会